

# 豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託 プロポーザル実施要領

豊川市が実施する豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託の事業者の選定にあたり、本プロポーザル実施要領に基づき、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託者として選定するため、公募型のプロポーザルを実施します。

## I 一般事項について

### 1. 背景・趣旨

豊川市消防署本署庁舎整備に係る基本設計・実施設計業務を委託するにあたり、令和4年2月に策定した「豊川市消防署本署庁舎整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を十分理解し、柔軟かつ高度な発想力や設計能力及び豊富な知識、経験を有する設計者を特定することを目的とします。

### 2. 豊川市消防署本署庁舎整備事業の概要等

#### (1) 事業予定地

愛知県豊川市諏訪3丁目219外

#### (2) 敷地面積

約3,245.18㎡

#### (3) 施設規模

3,300㎡程度

#### (4) 施設用途

消防庁舎

#### (5) その他施設

予備燃料庫（少量危険物施設）、耐震性貯水槽40t以上

### 3. 業務内容

#### (1) 業務名

豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託

#### (2) 業務内容

豊川市消防署本署庁舎建設工事及びこれに附帯する工事等に係る基本設計（測量業務・地質調査業務を含む）及び実施設計業務

#### (3) 建設工事費（想定）

約25億1千万円（消費税及び地方消費税を含む）

※建設工事費には、本体工事・仮設建築物工事・解体工事・外構工事を含む。

#### (4) 履行期限

ア 基本設計業務・測量業務・地質調査業務：令和5年3月31日

イ 実施設計業務：令和6年2月28日

#### (5) 履行期間

ア 基本設計業務：契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

イ 実施設計業務：令和5年4月1日から令和6年2月28日まで

※ ただし、概算事業費等・設計図書・積算資料等建設工事発注に関するものについては、部分引き渡しを行うものとする。（当該業務受託者と協議の上、引き渡し時期を決定する。）

(6) 予算概要

214,600,100円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（うち、令和4年度は、67,705,000円以内

令和5年度は、146,895,100円以内とする。）

4. 選定の方式

非公開の第1次審査及び第2次審査の2段階で受託者を特定する公募型プロポーザル方式とします。

(1) 第1次審査

参加表明書等の内容を確認し、参加要件を満たす者について、豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき、事務局にて採点を行い、第2次審査の対象とする5者を選定し、第2次審査（技術提案提出書等）の参加要請を行います。

(2) 第2次審査

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価要領に基づき、最優秀者及び優秀者それぞれ1者を特定します。

5. プロポーザルの性格

プロポーザルは、与えられた条件下において参加者の基本的な考え方や、豊川市消防署本署庁舎整備設計業務に関する能力を評価することにより、設計候補者を選定するためのものです。したがって、豊川市消防署本署庁舎整備基本設計業務にあたり、設計契約者の技術提案書の内容を協議の上、変更することがあります。

6. その他

(1) 名 称

豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託プロポーザル

(2) 主催者

豊川市

(3) 事務局

名 称：豊川市消防本部総務課

所 在 地：〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地（豊川市役所北庁舎5階）

電 話：0533-89-9517 F A X：0533-89-9523

Eメール：shobosomu@city.toyokawa.lg.jp

対応時間：午前9時～午後5時（土曜日、日曜日、祝日は除く。）

## II 実施スケジュールについて

区分	内容	日程	備考
第1次 審査	手続き開始の公表	令和4年4月12日(火)	市ホームページに掲載 市告示板、消防本部総務課窓口に掲示
	実施要領等の配布期間	令和4年4月12日(火)～ 令和4年4月27日(水)	市ホームページからダウンロード
	質疑の提出期間 (参加表明書等)	令和4年4月12日(火)～ 令和4年4月22日(金)	提出方法：電子メールにより提出
	参加予定者説明会	令和4年4月27日(水)	前日までに申込必要
	質疑の回答 (参加表明書等)	令和4年4月27日(水)	回答方法：参加予定者説明会にて回答
	参加表明書等の提出期間	令和4年4月12日(火)～ 令和4年5月12日(木)	提出方法：持参又は書留扱いの郵送
	第1次審査(書類)	令和4年5月16日(月)	事務局が採点
	結果通知及び第2次審査 参加要請	令和4年5月20日(金)	通知方法：郵送
	辞退届提出期限	令和4年5月26日(木)	
第2次 審査	質疑の提出期間 (技術提案書等)	令和4年5月20日(金)～ 令和4年6月3日(金)	提出方法：電子メールにより提出
	質疑の回答 (技術提案書等)	令和4年6月13日(月)	回答方法：提案書提出者に電子メールにて回答
	技術提案書等の提出期間	令和4年5月20日(金)～ 令和4年6月22日(水)	提出方法：持参
	第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和4年6月30日(木)	詳細：参加者に直接連絡予定
	結果通知	令和4年7月中旬	通知方法：郵送

## III 応募資格について

### 1. 応募資格

本プロポーザルに参加できる者(以下「参加企業」という。)は、単体企業とします。また、必要に応じて協力者(以下「協力事務所」という。)を設けることができます。

なお、参加企業は、提出する技術提案書の内容について、適正に設計業務ができること。

#### (1) 前提となる要件

参加企業はそれぞれ以下のア～ケの、協力事務所はア～キの全てを満たさなければなりません。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所登録をしていること。

イ 対象業務における豊川市での競争入札参加資格を有していること。資格を有していない場合は、技術提案書等の提出期限(令和4年6月22日(水))までには必ず登録を済ませること。

- ウ 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又これに準ずる措置を受けていないこと。
- エ 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていないこと。
- カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- キ 国税又は地方税の滞納をしていないこと。
- ク 過去に、元請又は設計共同企業体の代表構成員として、免震構造を採用した建築物（国又は地方公共団体の発注に係る施設）の新築又は改築（改築の場合は、当該改築部分に免震構造を採用していること。）に関する実施設計業務を完了した実績を有すること。
- ケ 令和4年4月27日（水）に開催する参加予定者説明会に参加した（する）者であること。

## （2）配置技術者の要件

- ア 管理技術者及び「建築（総合）」、「建築（構造）」、「設備（電気）」、「設備（機械）」の主任技術者をそれぞれ1名ずつ配置すること。管理技術者は、主任技術者を兼任しないこと。各主任技術者は、他の分担業務分野の主任技術者を兼任しないこと。なお、管理技術者及び「建築（総合）」、「建築（構造）」を除く各主任技術者は、協力事務所から配置することができる。
- イ 管理技術者は、一級建築士の資格を有し、参加企業と直接的な雇用関係にあるものとする。
- ウ 「建築（総合）」の主任技術者は、一級建築士の資格を有し、参加企業と直接的な雇用関係にあるものとする。
- エ 「建築（構造）」の主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有し、参加企業と直接的な雇用関係にあるものとする。
- オ 「設備（電気）」及び「設備（機械）」の主任技術者は、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有すること。
- カ 管理技術者は、同種又は類似の業務において、「管理技術者」もしくは「管理技術者と役職名は異なるが同じ役割を担う者」として従事した実績を1件以上有すること。なお、同種又は類似の業務とは、（3）参加企業及び協力事務所の実績要件における定義と同じとする。
- キ 管理技術者及び各主任技術者は、原則として本業務が完了するまで責任をもって本業務の役職に従事すること。

## （3）参加企業及び協力事務所の実績要件

平成19年4月1日から令和4年3月31日までに、参加企業及び協力事務所において、次の同種又は類似業務（新築、改築に限る。）を受注し、完了した実績があること。

区分	内容
同種業務	同種業務とは、消防庁舎の基本設計又は実施設計業務をさし、延床面積1,500㎡以上の実績を有すること。
類似業務	類似業務とは、国又は地方公共団体の庁舎（本庁舎・支所等の庁舎）、警察署の基本設計又は実施設計業務をさし、延床面積1,500㎡以上の実績を有すること。

## 2. 応募の制限

- (1) 1参加企業につき1申請とします。
- (2) 協力事務所は単体企業としての参加はできませんが、複数の参加企業の協力事務所として参加することは可能です。

## IV 手続き等について

### 1. プロポーザルに係る書類等の配布方法

市ホームページに掲載します。

豊川市ホームページ <https://www.city.toyokawa.lg.jp/>

### 2. 参加予定者説明会

プロポーザルに参加を希望する者に対して、説明会を開催します。なお、説明会へ参加した者でなければ参加表明書は提出できないので注意してください。また、説明会開催前に参加表明書を提出する場合であっても、説明会への参加は必須要件となります。

#### (1) 実施日時

令和4年4月27日（水）午前9時30分から2時間程度

#### (2) 会場

愛知県豊川市諏訪3丁目219

豊川市消防署本署（車庫棟 3階 旧本部事務室）

#### (3) 内容（予定）

- ア 本業務を委託する背景
- イ 基本構想、基本計画について
- ウ 現状の敷地・庁舎見学について
- エ 質疑回答書の配布について

#### (4) その他

ア 説明会へ参加を希望する場合、説明会前日までに電子メールにより参加予定者説明会出席者名簿（様式第1号）を事務局へ提出してください。

イ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況によって、出席者の人数を変更する場合がございます。

電子メールの件名：【名称又は商号】（出席者名簿）豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託  
Eメールアドレス：shobosomu@city.toyokawa.lg.jp

### 3. 第1次審査

#### (1) 質疑応答

##### ア 質疑提出期間

令和4年4月12日（火）から令和4年4月22日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）の各日午前9時から午後5時まで（必着）

##### イ 提出図書

質疑書（様式第12号）

##### ウ 提出方法

電子メールにより事務局へ提出してください。提出後、事務局へ電話していただき、必ず到着確認を行ってください。

電子メールの件名：【名称又は商号】（質疑書）豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託  
Eメールアドレス：shobosomu@city.toyokawa.lg.jp  
確認先電話番号：0533-89-9517

##### エ 回答

「IV. 2. 参加予定者説明会」で定める参加予定者説明会において質疑回答書を配布します。

##### オ その他

質疑の内容については、原則、第2次審査に係るものは受けません。

#### (2) 参加表明

##### ア 参加表明書等提出期間

令和4年4月12日（火）から令和4年5月12日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）の各日午前9時から午後5時まで（必着）

##### イ 提出図書（参加表明書等）

参加企業及び協力事務所の実績要件の確認や、第1次審査の評価を実施するため、参加表明書に加え、以下のとおり各様式及び実績を証明する書類等を提出してください。

- ① 参加表明書（様式第2号）
- ② 会社概要書（様式第3号）
- ③ 業務実績書①②（様式第4号～第5号）
- ④ 管理技術者調書（様式第6号）
- ⑤ 担当主任技術者調書（様式第7号～第10号）
- ⑥ 協力事務所概要書（様式第11号）
- ⑦ 免震構造を採用した建築物の実施設計業務の内容が確認できる書類の写し
- ⑧ 一級建築士事務所登録書の写し
- ⑨ 業務実績について、内容が確認できる書類の写し
- ⑩ 配置技術者の要件となっている資格を保有することを証明する書類の写し
- ⑪ 業務に携わったことを証明する書類（技術者届・体制表等）の写し
- ⑫ 建築CPDの実績証明書の写し

ウ 提出部数

上記イに示す提出図書：①は、2部・②～⑫は、1部

エ 提出方法

上記イに示す提出図書を持参又は書留扱いの郵送にて提出すること。持参する場合は、事前に電話連絡したうえで、土曜日、日曜日、祝日を除く各日午前9時から午後5時までにお持ちください。書類を郵送で提出した場合、事務局へ電話していただき、必ず到着確認を行ってください。なお、書類は封筒に入れ、封筒の表には本プロポーザルに係る参加表明書類が入っていることが分かるように明記してください。

追加資料の提出は、提出期限前は認めますが、提出期限後は認めません。

提出先所在地 : 〒442-8601

愛知県豊川市諏訪1丁目1番地（豊川市役所北庁舎5階）

確認先電話番号 : 0533-89-9517

(3) 第1次審査の内容

ア 選定する技術提案書提出者の概数

5者

イ 技術提案書提出者を選定するための基準

別紙「評価要領」のとおり

ウ 選定期日

令和4年5月20日（金）までに技術提案書提出者を選定します。

エ 選定結果

選定結果は、参加を表明した者に対し文書により通知します。なお、その結果に対するの異議の申し立てや質問には応じません。

オ その他

本要領に定める応募資格を満たすものが5者以下であった場合は、評価点合計を算出の上、参加表明書等を提出した者すべてを第2次審査の対象とします。

4. 第2次審査

(1) 質疑応答

ア 質疑提出期間

令和4年5月20日（金）から令和4年6月3日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）の各日午前9時から午後5時まで（必着）

イ 提出図書

質疑書（様式第12号）

ウ 提出方法

電子メールにより事務局へ提出してください。提出後、事務局へ電話していただき、必ず到着確認を行ってください。

電子メールの件名：【名称又は商号】（質疑書）豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託  
Eメールアドレス：shobosomu@city.toyokawa.lg.jp  
確認先電話番号：0533-89-9517

エ 回答

令和4年6月13日（月）までに提案書提出者あてに電子メールにより回答します。  
なお、回答に関する質問や問い合わせには一切応じません。また、質問者の名称は公表  
しません。

(2) 技術提案書等

ア 技術提案書等提出期間

令和4年5月20日（金）から令和4年6月22日（水）まで（土曜日、日曜日、祝  
日は除く）の各日午前9時から午後5時まで（必着）

イ 提出図書（技術提案書等）

- ① 技術提案提出書（様式第13号）
- ② 業務の実施方針及び手法（様式自由、A3版）
- ③ 特定テーマに対する技術提案（様式自由、A3版、各テーマごとに1枚ずつ）
- ④ プレゼンテーション・ヒアリング審査参加者名簿（様式第14号）
- ⑤ 参考見積書（任意様式）

ウ 提出部数

上記イに示す提出図書：①は、2部・②③は、各20部・④⑤は、1部

エ 提出方法

上記イに示す提出図書を事務局へ事前に電話連絡したうえで、直接お持ちください。  
郵送又は宅配便等による提出は認めません。

事務局へ提出し確認を受けた後、②③を電子メールにより送信してください。

なお、追加資料の提出は、提出期限前は認めますが、提出期限後は認めません。

提出先所在地：〒442-8601

愛知県豊川市諏訪1丁目1番地（豊川市役所北庁舎5階）

確認先電話番号：0533-89-9517

電子メールの件名：【名称又は商号】（技術提案書）豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託

Eメールアドレス：shobosomu@city.toyokawa.lg.jp

(3) 提出図書作成要領

別紙「評価要領」のとおり

(4) プレゼンテーション・ヒアリング

ア 日時・会場等の詳細については、第2次審査参加者に別途通知します。

イ 提案者による技術提案書等の説明（パワーポイントによるプレゼンテーション）と  
審査委員会委員によるヒアリングを実施します。追加資料の提出は認めません。なお、  
ヒアリングは、「IV. 3. (2) 参加表明」に示す提出図書を受理した順に行うもの

とします。

ウ 審査への出席は、実際の業務を担当する管理技術者、建築主任技術者を含む4名以内としてください。諸事情によりそれらの技術者が出席できない場合は、当該技術者に次ぐ立場を担う技術者が出席してください。なお、PC操作者は上記4名の中に含めてください。

エ 技術提案書等が提出されていても、プレゼンテーション・ヒアリング審査に欠席した企業は、参加意思がないものとみなし、評価の対象としないものとします。

#### (5) 特定結果の公表

ア 第2次審査の結果（最優秀者及び優秀者の決定）については、令和4年7月中旬に第2次審査参加者に通知するとともに、豊川市ホームページにて公開します。

イ 審査結果に対して異議を申し立てることはできません。

ウ 審査結果に関する質問には回答しません。

#### (6) 最優秀者及び優秀者を特定するための評価基準

別紙「評価要領」のとおり

### 5. その他

(1) 提出された書類は、返却しないものとします。

(2) 各審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けませんので、ご了承ください。

(3) 第2次審査の内容・様子については、カメラやビデオ等による撮影及び録音は禁止とします。

(4) 参加表明書等及び技術提案書等の作成並びにプレゼンテーション等の本プロポーザルに関して要した費用は、すべて応募者の負担とします。

(5) 提出された書類は、豊川市情報公開条例による公文書開示請求の対象となります。

## V 審査について

### 1. 審査委員会

受託者の選定にあたっては、「豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託受託者選定委員会」により指名された委員で構成される「豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託受託者選定委員会審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」により審査を行います。

## VI 設計業務委託について

### 1. 契約の締結交渉

(1) 最優秀者に対し、優先契約交渉権が与えられ、豊川市は設計業務委託の契約交渉を行うものとします。

(2) 契約方法は随意契約とします。

(3) 委託料は、豊川市の算出した金額以内とし、214,600,100円を上限とします。

(4) 委託料は、基本設計業務完了後に履行部分に係る業務委託料以内で部分払いを行うことを予定しているとともに、残額については、本業務完了後に精算払いすることを予定して

います。

- (5) 基本設計業務により決定した建物の構造形式等に基づき、実施設計業務の契約内容等に変更の必要が生じた場合については、協議の上、変更契約を行います。
- (6) 本業務を受託した者又はその協力事務所と次に掲げる事実が認められる建設業者は、本施設に係るすべての工事の入札への参加及び当該工事を請け負うことはできません。
  - ア 一方が、他方に出資していること
  - イ 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること
- (7) 最優秀者に選定された者が、本プロポーザル終了後に、「VII. 1. 失格要件」に該当すると認められた場合又は、豊川市と最優秀者による設計業務委託の契約締結交渉が不調となった場合は、本プロポーザルの優秀者に契約交渉権が与えられます。
- (8) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合があります。この場合、応募者に対して、豊川市は一切の責任を負わないものとします。
- (9) 本業務は、令和4年度予算において令和5年度債務負担行為を設定し、複数年の履行期間となっております。
- (10) 提出図書に記載された技術者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き変更できないものとします。また、やむを得ず変更する場合は、必ず事前に発注者の承認を得てください。なお、承認が得られない場合は、契約を締結しない又は契約を解除するものとします。

## 2. 設計業務委託内容について

詳細の業務内容については、別添特記仕様書を確認してください。

## VII その他

### 1. 失格要件

本プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当すると審査委員会が認めた場合は、失格となります。

- (1) 提出図書が、提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合
- (2) 提出図書が、各作成要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- (3) 提出図書に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 提出図書に、虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) その他、実施要領等に違反すると認められた場合
- (7) 他者の技術提案書を盗用した疑いがある場合

### 2. 接触の禁止

本プロポーザルの告示から第2次審査結果が公表されるまでの間において、本件に関して、以下の者に、直接、間接を問わず接触をした場合は失格となります。

- (1) 審査委員会委員

(2) 事務局及び関係職員（実施要領等に定める手続きは除く。）

### 3. 手続等において使用する言語、通貨等

手続等において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

### 4. 著作権及び提出物の扱い

(1) 提出図書は返却いたしません。必要な場合は、控えを取っておいてください。

(2) 技術提案書等の著作権は提案者に帰属します。

(3) 豊川市は本プロポーザルに関する公表や出版、展示その他市が必要と認めるときに、本プロポーザルにおいて提出された技術提案書及び設計に対する基本的な考え方等について、無償で一部又は全部を使用できるものとします。

### 5. 辞退

参加表明書提出以降に、辞退する場合は、辞退届（様式第15号）を事務局に提出してください。

### 6. その他

(1) 本プロポーザルへの参加企業が1者の場合であっても、当該企業の実績要件、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングを総合的に評価し、受託者として適当であると判断された場合に限り、受託者を特定するものとします。

(2) 特定された提案は、設計の段階で発注者の指示により変更を求める場合があります。

### 7. 配布資料

(1) 豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託特記仕様書

(2) 豊川市消防署本署庁舎整備基本構想

(3) 豊川市消防署本署庁舎整備基本計画

(4) 豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託プロポーザル評価要領

(5) 豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託プロポーザル様式（様式第1号～第15号）